

技 管 - 1 3 8 5

平成27年3月25日

秋田県建設産業団体連合会長
一般社団法人秋田市建設業協会会長 様

秋田県建設部技術管理課長



土木工事積算基準等（平成26年10月以降適用）の一部改定について（周知）

公共工事の積算にあたっては、標準的な工事価格が算定できるよう実態調査を行い、その結果を反映した各種積算基準を整備しています。

国では、市場における労務・資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため、4月1日から土木工事及び設計業務積算基準の改定を行うと発表しました。

県ではこれを受け、例年、10月1日改定としてきたところを、諸経費等に限り先行的に平成27年4月1日以降適用として基準書の一部改定を行いますので、関係する会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、積算システムへの実装に時間を要することから、システム実装までの期間までに公告する案件については『経過措置』を適用することとしたので申し添えます。

1 改定内容（別紙参照）

土木工事標準積算基準書（共通編）

一般管理費、現場管理費及び市街地D I D地区の補正係数

設計業務等標準積算基準書及び参考資料

[測量、地質調査]諸経費算出式

[設計]一般管理費 β の値

2 適用

平成27年4月1日以降に公告・閲覧する土木工事及び設計業務に適用する。

3 経過措置について

別紙参照

■問い合わせ先

秋田県建設部技術管理課

積算管理班 清水 陽子

TEL 018-860-2420

FAX 018-860-3800

土木工事及び設計業務積算基準（平成26年10月以降適用）の 一部改定内容について

工事

- 1) 人材育成・確保等の必要性を踏まえた適正な利潤を確保するため、一般管理費等率を改定します。（資料1）
- 2) 一般管理費等率の改定に伴い、現場管理費の外注経費（外注する際の一般管理費等）についても合わせて改定します。（資料2）
- 3) 実態調査結果に基づき、市街地（D I D地区）における安全管理費や仮置きヤード等の確保が困難なため費用がかさむ傾向があるため、市街地（D I D地区）の補正係数を改定します。（資料3）

設計業務

- 1) 人材育成・確保等の必要性を踏まえた適正な利潤を確保するため、一般管理費等率を改定します。（資料4）

土木工事及び設計業務積算基準（平成26年10月以降適用）の一部改定による 経過措置について

1 対象工事及び業務委託

4月1日以降の公告時において「H26.10.1以降適用基準の諸経費等」を用いて予定価格を算出していることを条件明示した工事及び業務委託

2 経過措置

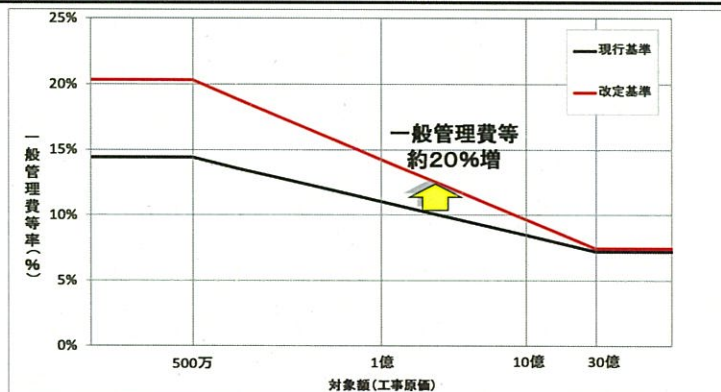
- 1) 予定価格は「H26.10.1以降適用基準の諸経費等」を用いて算出する。
- 2) 契約後は「H27.4.1以降適用基準の諸経費等」に変更し、その額で変更契約を行う。

3 システム実装予定日

監督職員から別途通知します。

資料1 工事 一般管理費の改定

人材育成・確保等の必要性を踏まえた適正な利潤を確保するため、一般管理費等率を改定する。



現行

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	$-2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531 (\%)$ $C_p = \text{工事原価 (単位円)}$	7.22%

改定

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	$-4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242 (\%)$ $C_p = \text{工事原価 (単位円)}$	7.41%

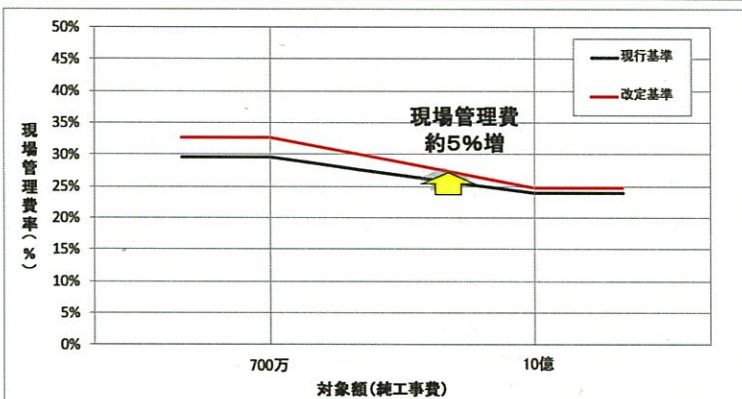
◆一般管理費等率の改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

3

資料2 工事 現場管理費の改定

一般管理費等率の改定に伴い、現場管理費の外注経費(外注する際の一般管理費等)についても合わせて改定する。

〔道路改良工事
の例〕



現行

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	29.53%	$J_o = 57.8 \times N_p^{-0.0426} (\%)$ $N_p = \text{純工事費 (単位円)}$	23.91%

改定

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	32.73%	$J_o = 80.0 \times N_p^{-0.0567} (\%)$ $N_p = \text{純工事費 (単位円)}$	24.71%

◆現場管理費率の改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

4

資料3 工事 市街地における補正係数の改定

改定内容

市街地では、住宅密集地での安全管理等の費用がかかり、仮置きヤード等の確保が困難なため費用がかさむ傾向がある。最新の实態調査結果に基づき、市街地(DID)の補正係数を改定する。

⇒ **大都市以外の市街地(DID)**における工事については、
共通仮設費を1.3倍、現場管理費を1.1倍とする補正を行うこととする。

補正対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事

補正対象地域	補正対象工種	補正方法【現行】		補正方法【改定】		名称
		共通仮設費	現場管理費	共通仮設費	現場管理費	
市街地(DID)	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事	現行の率に 2.0% 加算	現行の率に 1.5% 加算	最新の率を 1.3倍	最新の率を 1.1倍	市街地補正
【参考】 大都市		現行の率を 1.5倍	現行の率を 1.2倍	最新の率を 1.5倍	最新の率を 1.2倍	大都市補正

※大都市：札幌市、仙台市、東京特別区、八王子市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地(アンダーライン：東京特別区、政令市)

◆市街地(DID)補正の改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

5

市街地

施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。詳細は次のホームページを参照のこと。

出典：平成22年国勢調査 人口集中地区境界図

http://www.stat.go.jp/data/chiri/gis/did.htm?/shichoson_05

資料4 測量・地質調査及び設計業務の一般管理費の改定

1. 測量作業費

$$\begin{aligned}\text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{ (\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経費率}) \} + (\text{成果検定費})\end{aligned}$$

2. 地質調査業務費

$$\begin{aligned}\text{地質調査業務費} &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

1) 一般調査業務費

$$\begin{aligned}\text{一般調査業務費} &= \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経費率}) \} \\ &= \{ \text{対象額} \} \times \{ 1 + (\text{諸経費率}) \} \\ \text{なお } \{ \text{対象額} \} &= \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \}\end{aligned}$$

諸経費算出式

$$z: \text{諸経費率 (単位: \%)} \quad z = A \times X_b$$

X: 直接測量費 (単位: 円) [成果検定費を除く。]

A, b: 変数値

【測量】

	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		A	b	
現行	87.8%	462.5	-0.1266	44.9%
改訂	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

【地質】

	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
		A	b	
現行	47.1%	385.8	-0.1523	28.0%
改訂	52.0%	335.58	-0.135	32.8%

3. 業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

$$= \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}$$

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

: α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

: β は業務価格に占める一般管理費等の割合

【設計】

	α	β
現行	35%	30%
改訂	35%(変わらず)	35%